# 地 域 再 生 計 画

- 地域再生計画の申請主体の名称 犬山市
- 2 地域再生計画の名称犬山城下町再生計画
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間 平成16年度~平成21年度

## 4 地域再生計画の意義及び目標

本市の城下町地区(中心市街地)は、国宝犬山城や清流木曽川などを背景とし、古くから城下町として犬山独自の文化を育むとともに近郷の文化や経済の中心地として発展してきた。しかし、近年、ライフスタイルの変化やモータリゼーションの進展などに伴い、居住人口の減少と高齢化が進むとともに、空き家、空き店舗が増加し、地域の商業が衰退するなどかつての町の賑わいは失われつつある。城下町地区の空洞化が一層進展すれば、地域経済が停滞するばかりか城下町の町割や犬山祭という犬山独自の歴史的・文化的資産と地域コミュニティの崩壊を招き、都市そのものの衰退につながりかねない状況にある。

そこで、本市は、城下町地区(中心市街地)のみならずその外縁部(市街化調整区域)も 含めた区域において、それぞれの地域の特性を生かした土地利用を計画的にすみ分けし、相 互に有機的なつながりをもたせることで、総合的なまちづくりを進め、城下町の再生と市全 域の経済の活性化を目指している。

## 「歩いて暮らせるまち 歩いて巡るまち

## - スローライフによる歴史的エンターテイメント(癒し)の創出 」

城下町地区では、既存ストックである国宝犬山城や城下町の町並み及びそこで培われてきた歴史・文化・伝統という地域の特性を生かし、「歩いて暮らせるまち 歩いて巡るまち」をコンセプトに、城下町地区内に流入する自動車交通量を抑制した魅力ある町並みづくりを進めるとともに歴史的エンターテイメント(癒し)空間を創出していく。

## 具体には、

- ・地区内の一部の都市計画道路を変更・廃止し、電線類の無電柱化や道路美装化、ポケットパークの整備など歩行者優先の道づくりを進める。
- ・歴史的な町並み、町割を保全・活用するため、伝統的建造物群保存地区指定・地区計画の 導入、都市景観誘導等、城下町の今ある歴史的・文化的資産を活用した本物志向のまち

として再生させる。

・城下町地区全体で不足機能を補う観点から、空き店舗の活用を進め、歩いて行ける範囲 に、小規模な個店による生鮮食料品、日常買い回り品等の生活必需・生活利便機能を再 配置(テナントミックス)する。また、観光客や地域住民のオアシス的な機能をもつオ ープンカフェ等を整備する。

これらの事業により、城下町地区内の回遊性と生活利便機能を高め、車ではなく「人が歩く」ことで歴史や生活文化などを肌で感じることができる魅力あるまちづくりを進めることは、観光客の誘致につながると同時に高齢者をはじめとする人(居住者)にやさしいまちの実現につながり、ひいては地域コミュニティの活性化、定住人口の増加促進に結びつくものである。

また、地域コミュニティの活性化は、空き店舗や空き家を活用した新規ビジネスの参入機会の提供にもつながり、広域からの多数の観光客誘致とともに、地域経済の活性化をもたらすものである。

## 「モータリゼーションに対応した都市的エンターテイメント(刺激)の創出」

現在、本市への観光客の多くは、明治村やリトルワールドなど民間資本によるテーマパークを訪れており、国宝犬山城を中心とした城下町地区への観光客は減少傾向にある。城下町地区の再生には、城下町としての基盤整備を進め、居住環境を向上させると同時に、出来る限り広域から多くの観光客を誘致することが不可欠になる。しかしながら、一方では、地域特性から城下町地区へ流入する自動車交通量を抑制する必要があるため、広域から自動車で訪れる観光客のためのフリンジパーキングを整備する必要がある。

他方、城下町地区の生活利便性や歴史的エンターテイメント性だけでは、居住者や観光客にとっての魅力あるまちの創出には限界がある。居住者にとっては、幅広い年代層に志向の強い非日常的機能やシネマコンプレックス、アミューズメント、カルチャーセンターなどの文化的・娯楽的機能は必要不可欠なものであり、城下町地区が醸し出す歴史的エンターテイメント(癒し)とは対極的な機能であるこうした都市的エンターテイメント(刺激)は、観光客の志向にもマッチしていると考えられる。

都市的エンターテイメントを演出する大規模複合商業施設は、広域集客により求心力を高める効果があり、消費購買力の市外流出に歯止めをかけることが可能となる。また、農産物の地産地消を進めることは、農産物の生産性を向上させるため、農業の高度化・集約化という農業振興にもつながっていくものである。

しかしながら、来店者の大多数が車利用で、広大な平面駐車場を必要とする大規模複合商業施設は、交通渋滞や歩行者の安全確保の観点、また、自動車交通による住環境の悪化や町並み景観への悪影響などから城下町地区内に配置することは城下町のまちづくりコンセプトと相容れないものである。

そのため、城下町地区(中心市街地)への近接性及び広域からの交通アクセスの利便性、 さらには、本市求心力の向上につなげるため、城下町地区の外縁部(市街化調整区域)で、 かつ広域幹線道路(国道41号線)沿線に都市的エンターテイメント機能と城下町地区への アクセスポイントとしてのフリンジパーキング機能を併せ持つ大規模複合商業施設を誘致す

## 歴史的エンターテイメントと都市的エンターテイメントの有機的なつながり

城下町の再生と市全域の経済の活性化を図るには、2つのエンターテイメントを有機的につなげることが不可欠となる。有機的なつながりとは、人の流れを循環させることであり、日常、城下町地区内を循環することで、生活必需機能を満たしている城下町地区内の居住者が外縁部に循環し、都市的エンターテイメントを享受することで、生活に豊かさと快適性を持つことが可能となる。また、観光客にとっても、両者を循環することで、2つのエンターテイメントを同時に享受することが可能となる。人の流れが循環することで、生活環境も観光機能も大幅に向上させることができ、居住者にとっても、観光客にとっても魅力的なまちとなることで、定住人口の増加が促進され、地域経済の活性化につながり、雇用の場が生み出されていく。地方財政の健全化といった地方自治の観点からも非常に有益となる。

このため、城下町地区とその外縁部を循環バスで結ぶことにより、広域からの車利用による観光客等を外縁部の大規模商業複合施設内フリンジパーキングで受け止め、都市的エンターテイメントを提供するとともに、城下町地区へ誘導することで歴史的エンターテイメントの享受をも可能とし、反対に、居住者や公共交通機関利用の観光客を城下町地区から外縁部の大規模商業複合施設に誘導し、都市的エンターテイメントを提供する。

## 全国都市再生との連携

本地域再生計画における城下町地区のまちづくりについては、平成14年度、都市再生本部が「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るための緊急措置として、「民間投資」を促進する全国の都市再生の取り組みを支援する『全国都市再生のための緊急措置~稚内から石垣まで~』においても、「歴史文化を活かした美しいまちづくり 歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり」として取り上げられ、高い評価を得るとともに、15年度からは、その一環として全国都市再生モデル調査を活用するなど国が目指す「美しい国づくり」に向けた取り組みを進めているものである。

歴史的・文化的資産を保全活用していく城下町地区と都市的エンターテイメントを創出するその外縁部が連動・相互補完し、一体的なコンパクトシティを形成する中で、城下町の再生を進め、地域の活性化を目指す本地域再生計画は、全国都市再生の取り組みと連携したものである。

## 支援措置の必要性

城下町地区とその外縁部が、それぞれの地域特性を生かして、歴史的エンターテイメントと都市的エンターテイメントを創出し、両者に有機的なつながりを持たせることで城下町の再生と市全体の活性化を目指していくためには、城下町地区の整備と市街化調整区域での大規模商業開発についての支援措置が必要となる。

具体には、地域の創意工夫を生かした城下町地区の整備を進めるため、電線類の無電柱化 や道路美装化、ポケットパーク整備や都市景観条例に基づく都市景観形成助成、空き店舗活 用事業費補助など、ハード・ソフト両面で市の自主性・裁量性を最大限発揮できる「まちづ くり交付金」制度の創設が不可欠となる。更には、民間事業者等による様々な活動が地域の 活性化に結びつくことが大いに想定できる地域であることから、活動に伴う許可運用が弾力 的に行われていくことが必要となる。

また、「都市計画法」及び「運用指針」では弾力的な開発許可運用を求めているにもかかわらず、当県においては、市街化調整区域での大規模商業開発行為は認められておらず、さらには、農業振興の観点から農業振興地域農用地区域からの除外には、長期に亘る調整が必要となる。

従って、本地域再生計画の実現には、城下町地区の整備に対する「まちづくり交付金の創設(212028)「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化(201001)、「道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)」(212002)、「良好な景観形成の推進」(230009)、市街化調整区域での大規模商業開発に対する「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」(212032)、「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)、「農地転用の許可申請手続の円滑化」(210007)、さらには、城下町地区とその外縁部を有機的につなぐための「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」(212018)の支援措置が不可欠なものである。

- 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会効果
  - (1) 本市求心力の向上

市内消費購買率向上見込み(愛知県「消費者購買動向調査」 買回品) 平成6年:67.4% 平成9年:66.2% 平成12年:50.8% <u>目標:70%</u> 経済効果見込み(「犬山市の統計」H14年小売業年間商品販売額より推計) 約100億円

求心力向上による市内消費購買額の増加分

(2) 新規雇用の創出(商業事業者ヒアリング)

新規雇用者数:約1,000名(見込み)

大規模複合商業施設出店に伴う新規雇用見込み (パート等を含む)

(3) 税収増加(近傍類似等より比準)

固定資産税増収見込み:約1.6億円

大規模複合商業施設関連

(4) 観光客の増加

市内観光施設等利用者数

平成 7 年:約 780 万人 平成 10 年:約 650 万人 平成 13 年:約 540 万人 目標:6 0 0 万人

## 6 講じようとする支援措置の番号

1 1 2 0 3 - 「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」 2 0 1 0 0 1 - 「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化」

- 210007 「農地転用の許可申請手続の円滑化」
- 2 1 2 0 0 2 「道路占用許可弾力化 (オープンカフェ等)」
- 212018 「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」
- 2 1 2 0 2 8 「まちづくり交付金の創設」
- 2 1 2 0 3 2 「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」
- 230009 「良好な景観形成の推進」
- 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

無し

その他の関連する事業

(1) チャレンジショップ事業

駅前大規模商業店舗跡地(城下町地区内)を活用したチャレンジショップ事業を進め、若年者をはじめとする起業家に対して、新規ビジネス参入機会を提供するとともに、駅周辺の賑わい創出を図る。

(2) 木曽川夢空間事業

本市を含む愛知・岐阜両県の4市1町にまたがる日本ライン広域地区が「観光交流 空間づくりモデル事業」(国土交通省)に選定され、官民一体の協働による地域づくり が進められており、この事業を活用して、城下町地区への観光客誘致を図る。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
  - (1) 城下町地区の整備には、国庫補助の他、かなりの市単独費が必要となるため、新たな 財源を確保するなど、財政の健全化が不可欠となる。その一つとして、大規模複合商業 施設が直接生み出す税収及び地域経済への波及効果によって生み出される税収増は重要 な財源になると考える。
  - (2) 市街化調整区域かつ農業振興地域農用地区域における大規模複合商業施設の誘致に向け、本市の政策的な位置づけや土地利用を明確にするため、総合計画、都市計画マスタープランへの位置付け、農業振興地域整備計画の変更が必要となる。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

1 支援措置の番号及び名称

11203 - 「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」

2 当該支援措置を受けようとする者

「犬山市」

現時点では市街化調整区域における大規模商業開発が認められた事例が無いため、複数の 民間商業事業者は強い出店意向を持ってはいるものの、開発許可の担保が皆無の状況下では、 具体の計画内容等にまで踏み込むことが出来ず、特定には至っていない。

なお、複数の民間商業事業者からは、出店環境が整えば(大規模商業開発が許可対象として認められれば) 是非出店したいとの要望が本市に届いている。

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

市街化調整区域での開発行為については、「都市計画法」及び「運用指針」上は弾力的な 運用を求めているが、当県においては大規模商業開発行為については認められていない。

また、当該区域は、市街化調整区域かつ農業振興地域農用地区域であることから、開発行為を進めるには、あらかじめ、当該区域を農業振興地域農用地区域から除外することが必要となる。

そのため、農振除外手続及び開発協議を円滑かつ早急に進めるため、今支援措置を活用することで、中部地方整備局・東海農政局・愛知県等の関係機関で構成する「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、城下町地区の外縁部である市街化調整区域内に開発行為により大規模複合商業施設の整備を図る。

## 取組主体

犬山市、民間商業事業者(未定)

### 取組場所

城下町地区(中心市街地)外縁部で、かつ広域幹線道路(国道41号線)沿線 【市街化調整区域・農業振興地域農用地区域】

#### 取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

### 取組による整備施設

城下町地区が創出する歴史的エンターテイメントとは異なる文化的・娯楽的要素を加味 した非日常機能を有する都市的エンターテイメント施設としての大規模複合商業施設を整 備する。

併せて、広大な平面駐車場を有していることから城下町地区へのフリンジパーキングとしての機能を持たせ、循環バスでアクセスすることにより、有機的なつながりを生み出し、城下町地区へ流入する自動車交通量を抑制するとともに生活資材を保有していることから災害時の防災拠点としての活用を図る。

さらに、農業振興の観点からは、農産物の地産地消を進めることで、農産物の生産性を 向上させ、農業の高度化・集約化を図る。

1 支援措置の番号及び名称

201001 - 「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化」

2 当該支援措置を受けようとする者

「フィルムコミッション」「地域イベント主催団体」

木曽川は、ドイツのライン川に似ていることから「日本ライン」と命名され、約 13km については飛騨木曽川国定公園にも指定されている。この「日本ライン」の両岸に位置する4市1町で形成されている日本ラインフィルムコミッションは、映画製作をする個人、団体の誘致活動、撮影に伴う各種支援活動の他、国内外の撮影支援組織との情報交換などを中心に活動を行っており、事務局が犬山市(国際観光センター観光交流課)に設置されている。

また、城下町地区においては、地区内の住民で組織されているまちづくり団体、そこに所在するNPOなどを主体とした様々なイベントが年間を通じて開催されている。

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

各種ロケは、撮影中に必要となるスタッフの宿泊、食糧費等の経費の他、上映後に撮影場所が 観光地化した場合などその地域に見込まれる経済効果が大きい点、交流人口の増加、地域資源の 再発見がされ、地域の活性化に資するという点でも十分な社会的意義を有することとなる。

それらロケがスムーズに行われるように、許可・届出等の手続きの窓口一本化、ロケに関する相談・案内・情報の提供、宿泊施設の斡旋などを行うのがフィルムコミッションであるが、それらの活動は併せて地域住民や道路利用者等の合意形成の円滑化にも十分に寄与するものと考えられる。当市においては、現在「日本ラインフィルムコミッション」が活動を行っており、着実に市内民間観光施設等を利用した映画、テレビ撮影の誘致実績も上げている。

さらに、地元団体が開催する地域イベントについては、地域の特性や各々の団体における活動目的等を十分に活かした、創意工夫ある個性豊かなものが年間を通じて頻繁に行われているため、城下町地区住民のみならず地区外もしくは市外からの来訪者も見受けられる。

今後は、今支援措置を活用し、警察からの適切な情報提供の他、協力、助言を受け、地域住民・道路管理者等を含めた事前協議などを重ねた上で道路使用の手続きを円滑にすすめることで、「フィルムコミッション」においては国宝犬山城を中心とした自然・観光資源に恵まれている城下町地区(中心市街地)にて映画等の口ケ誘致が、「地域イベント主催団体」においては既存の団体のみならず新規団体をも含め、個性豊かで魅力あるイベントの開催が今後一層積極的に行うことが可能になるものと考え、それによる地域活性化を見込む。

取組主体

フィルムコミッション・地域イベント主催団体

取組場所

城下町地区(中心市街地)

取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

- 1 支援措置の番号及び名称
  - 210007 「農地転用の許可申請手続の円滑化」
- 2 当該支援措置を受けようとする者 犬山市
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について」(平成 16 年 3 月 30 日付け 16 農振第 2715 号農林水産省農村振興局長通知)の記の3の技術的助言に従い4ヘクタールを超える農地転用の許可手続きに係る愛知県の行う経由事務を地方自治法に基づく特例条例により犬山市が行うことができるよう今後取り組む。

## (参考:支援措置による効果)

- 1 複数の民間商業事業者からは、出店環境が整えば(大規模商業開発が許可対象として認められれば)、是非出店したいとの要望が本市に届いている。
- 2 当鼓区域は、農地であるため、開発行為を進めるには宅地への転用が必要になる。本計画のように 4ha を超える転用については、農林水産大臣(東海農政局長)の許可を得なければならない。この場合、申請書は愛知県知事を経由(意見が付され)して東海農政局長へ送付される。
- 3 本支援措置を受けて取り組むことにより、愛知県の行う事務の委譲を受け、申請者に身近な犬山市へ申請書を提出することが可能となり、城下町地区の外縁部である市街化調整区域内での大規模複合商業施設を整備するための許可申請手続きの円滑化を図る。

### 整備主体

民間商業事業者(未定)

複数の民間商業事業者からは、出店環境が整えば(大規模商業開発が許可対象として認められれば) 是非出店したいとの要望が本市に届いている。

#### 整備場所

城下町地区(中心市街地)外縁部で、かつ広域幹線道路(国道41号線)沿線 【市街化調整区域・農業振興地域農用地区域】

### 実施期間

平成16年度~平成21年度

#### 整備施設

城下町地区が創出する歴史的エンターテイメントとは異なる文化的・娯楽的要素を加味した非日常機能を有する都市的エンターテイメント施設としての大規模複合商業施設を整備する。併せて、広大な平面駐車場を有していることから城下町地区へのフリンジパーキングとしての機能を持たせ、循環バスでアクセスすることにより、有機的なつながりを生み出し、城下町地区へ流入する自動車交通量を抑制するとともに生活資材を保有していることから災害時の防災拠点としての活用を図る。さらに、農業振興の観点からは、農産物の地産地消を進めることで、農産物の生産性を向上させ、農業の高度化・集約化を図る。

## 関係法令

- ・道路法
- ・都市計画法
- ・農業振興地域の整備に関する法律
- ・農地法
- 大規模小売店舗立地法
- ・土地改良法

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 0 2 - 「道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)」

2 当該支援措置を受けようとする者

「オープンカフェ等を行う民間事業者」

現在、市内では祭り等の一時的なイベント以外の場面で、公衆用道路を使用したオープンカフェ、露店等の事業を実施している事業者はないが、従来障壁となってきた諸環境が整備されれば、中心市街地である城下町地区における観光客や地域住民による週末時の賑わいや当地区における休憩場所の不足などを考慮しても、複数の事業者からの道路面を利用した各種事業の出店要望は十分に見込まれるほか、既存店舗の事業拡張による利用も十分に考えられる。

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

道路占用許可については、周囲の道路状況、利用者の通行の妨げにならないことを前提に道路 管理者により許可がなされるものである。したがって、そのためには道路占用が認められる条件 として、車歩道ともに利用者に支障を及ぼさない十分な幅員が確保されていることが必要となる ため、占用内容はもとより、その立地環境の面でも許可が実質的に困難になっているのが現状で ある。

大型バスなどの乗り入れが可能であるなど、既に十分な幅員が確保されている犬山城下の道路についてオープンカフェ等が設置できるだけの環境を整備し、併せて今支援措置であるガイドラインを活用して道路占用許可が弾力的に運用されることで、観光客や地域住民に対しても憩いの空間となるほか、ひいては中心市街地である城下町地区の更なる賑わいに結びつき得る新たな要素として期待できるオープンカフェなどの経済活動を促進する。

#### 取組主体

オープンカフェ等を行う民間事業者

観光客や地域住民が安心して歩いて暮らせ、巡ることができる空間を創出する城下町地区において、平成16年度以降に犬山城下の広場を歩車道分離する整備計画がある。これを踏まえ、現在既に広場に面し立地している店舗(飲食店・土産販売店)等が事業拡張や新規事業として、歩道部分にパラソルならびに机・椅子等を設置し、オープンカフェ(休息場所)等を設けることを検討している。

### 取組場所

城下町地区(中心市街地)

取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

取組による整備施設

城下町地区における歴史的エンターテイメント (癒し)空間を創出する上で必要となる、回遊する観光客や地域住民のオアシス的な要素をもち、かつ、地域コミュニティの活性化にも結びついていくオープンカフェなどの施設を整備する。

1 支援措置の番号及び名称

212018 - 「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」

2 当該支援措置を受けようとする者 犬山市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

城下町の再生と市全体の活性化には、城下町地区とその外縁部が、それぞれの地域特性を 生かして創出する歴史的エンターテイメントと都市的エンターテイメントを有機的につなげ ていくことが不可欠である。

現在、本市では、民間資本が撤退した、「交通空白地帯」において一部コミュニティバスを運行しているが、城下町地区とその外縁部を結ぶ新たな運行経路を新設するなど、コミュニティバスの運行拡充を図ることで、両者に有機的なつながりを持たせ、人の流れを循環させる。

このため、平成16年度中に見通しが予定されているコミュニティバス等の許可基準に沿ってこれらの取組みを加速させる。

## 取組主体

犬山市

## 取組場所

城下町地区(中心市街地)及びその外縁部で、かつ広域幹線道路(国道41号線)沿線 周辺

## 取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

## 取組による整備施設

コミュニティバスの運行拡充

- 1 支援措置の番号及び名称2 1 2 0 2 8 「まちづくり交付金の創設」
- 2 当該支援措置を受けようとする者 犬山市
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容 まちづくり交付金制度を活用することで、電線類の無電柱化や道路美装化、ポケットパーク整備や都市景観条例に基づく都市景観形成助成、空き店舗活用事業費補助など、ハード・ソフト両面で、本市の自主性・裁量性を最大限発揮し、地域の創意工夫を生かした城下町地区の整備を進める。

取組主体

犬山市

取組場所

城下町地区(中心市街地)

取組の実施期間

平成16年度~平成20年度

取組による整備施設

電線類無電柱化・道路美装化

ポケットパーク整備

都市景観条例に基づく都市景観形成助成

空き店舗活用事業費補助

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 2 - 「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」

2 当該支援措置を受けようとする者 犬山市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

市街化調整区域での開発行為については、「都市計画法」及び「運用指針」上は弾力的な運用を求めているが、当県においては大規模商業開発行為については認められていない。

今支援措置により、柔軟な開発許可が推進されるという前提に立ち、城下町地区(中心市街地)の再生と市全域の経済活性化に不可欠な大規模複合商業施設を城下町地区の外縁部である市街化調整区域内に整備することを検討している。

これについては、開発許可制度において地域の実情に応じた運用が望ましいことが運用指針に示されていることから、この趣旨にそって事業の実現に積極的に取り組んでいく。

その上で、市街化編入や地区計画制度の活用を視野に入れたまちづくりを推進する。

## 取組主体

犬山市

## 取組場所

城下町地区(中心市街地)外縁部で、かつ広域幹線道路(国道41号線)沿線 【市街化調整区域・農業振興地域農用地区域】

## 取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

#### 取組による整備施設

城下町地区が創出する歴史的エンターテイメントとは異なる文化的・娯楽的要素を加味 した非日常機能を有する都市的エンターテイメント施設としての大規模複合商業施設を整 備する。

併せて、広大な平面駐車場を有していることから城下町地区へのフリンジパーキングとしての機能を持たせ、循環バスでアクセスすることにより、有機的なつながりを生み出し、城下町地区へ流入する自動車交通量を抑制するとともに生活資材を保有していることから災害時の防災拠点としての活用を図る。

さらに、農業振興の観点からは、農産物の地産地消を進めることで、農産物の生産性を 向上させ、農業の高度化・集約化を図る。

- 1 支援措置の番号及び名称
  - 230009 「良好な景観形成の推進」
- 2 当該支援措置を受けようとする者 犬山市
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容 景観法の制定を待って、平成5年度に策定した犬山市都市景観基本計画の見直しを行う予 定である。

また、歴史的環境地区にふさわしい町並み景観を形成するため、都市景観市民協定の締結や景観重要建造物の指定、都市景観条例に基づく都市景観形成助成の継続や、屋外広告物の規制、違反屋外広告物の除去を実施し、良好な都市景観の形成を図る。

## 取組主体

犬山市

#### 取细锡所

城下町地区(中心市街地)の犬山市都市景観条例に基づく、都市景観重点地区 取組の実施期間

平成16年度~平成21年度

取組による整備施設

都市景観基本計画の見直し 都市景観市民協定の締結 都市景観条例に基づく都市景観形成助成 景観重要建造物の指定 屋外広告物の規制 違反屋外広告物の除去